

周南市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

周南市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年周南市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「等が」の次に「管理不全空家等及び」を加える。

第4条中「特定空家等と認められる空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等と疑うに足りる事実」に改める。

第7条第1項中「個々の空家等についての特定空家等の判定及び個々の特定空家等に対する第5条の規定による公表又は法第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による代執行若しくは同条第10項の規定による略式の代執行」を「管理不全空家等及び特定空家等の判定、措置その他空家等に関する重要事項」に改める。

第8条中「特定空家等」を「空家等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市空家等の適切な管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が特定空家等にならないように、自らの責任において適切に管理しなければならない。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第4条 市民等（市内に居住する者、滞在する者、通勤する者、通学する者等をいう。）は、<u>特定空家等と認められる空家等</u>があるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。</p> <p>(空家等審議会)</p> <p>第7条 <u>個々の空家等についての特定空家等の判定及び個々の特定空家等に対する第5条の規定による公表又は法第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による代執行若しくは同条第10項の規定による略式の代執行</u>について審議するため、周南市空家等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>(自主的な解決との関係)</p> <p>第8条 この条例の規定は、<u>特定空家等</u>の所有者等と当該空家等が適切に管理されていないことにより被害を受けるおそれ</p>	<p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が<u>管理不全空家等及び特定空家等</u>にならないように、自らの責任において適切に管理しなければならない。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第4条 市民等（市内に居住する者、滞在する者、通勤する者、通学する者等をいう。）は、<u>管理不全空家等及び特定空家等と疑うに足りる事実</u>があるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。</p> <p>(空家等審議会)</p> <p>第7条 <u>管理不全空家等及び特定空家等の判定、措置その他空家等に関する重要事項</u>について審議するため、周南市空家等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>(自主的な解決との関係)</p> <p>第8条 この条例の規定は、<u>空家等</u>の所有者等と当該空家等が適切に管理されていないことにより被害を受けるおそれがあ</p>

現行	改正案
がある者との間で、双方の合意により自主的に解決を図ることを妨げない。	る者との間で、双方の合意により自主的に解決を図ることを妨げない。